

## 役員報酬等の支給基準の概要及びスケジュール

## 1 概要

○作成主体：公立大学法人

○評価委員会の関わり

公立大学法人が定める役員報酬などの支給基準について、市長に対して意見を申し出ることができる。  
なお、評価委員会からの意見については、公立大学法人に伝達する。

## ※（参考）地方独立行政法人法における関係条項の抜粋

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

## 2 スケジュール

時 期	(参考) 中期計画	役員報酬等の支給基準
令和4年10月17日 (本日)	・ 中期計画素案に関わる審議	・ 役員報酬等の支給基準素案に関わる意見聴取
令和5年4月1日	公立大学法人旭川市立大学設立	
令和5年4月上旬 ～中旬	<b>公立大学法人</b> ・ 公立大学法人理事会等において中期計画案に関わる審議 ・ 旭川市に対して中期計画の <u>認可申請</u>	<b>公立大学法人</b> ・ 公立大学法人理事会等において役員報酬等の支給基準案に関わる意見聴取 ・ 旭川市に対して役員報酬等の支給基準を <u>届出</u>
	<b>旭川市</b> ・ 公立大学法人から受理した中期計画を認可するため評価委員会に意見聴	<b>旭川市</b> ・ 公立大学法人から受理した役員報酬等の支給基準を評価委員会に通知
	<b>評価委員会</b> ・ 中期計画に関わる意見聴取	<b>評価委員会</b> ・ 役員報酬等の支給基準に関わる意見の申出
令和5年4月中旬 ～下旬	<b>旭川市</b> ・ 評価委員会での意見を踏まえて、中期計画認可	

